

# 建設業法による変更届等の手引

## (事業年度終了届編)

◎ 申請の際は、この手引を熟読のうえ、書類を作成してください。

この手引は、建設業の許可を申請する方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などをまとめたものです。法律の趣旨を十分ご理解のうえ、この手引を参考に手続を行ってください。

令和7年4月

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市総務課  
建設業・不動産業室

<提出先、問い合わせ先は、裏面をご覧ください。>

**「建設業許可に関するよくある質問と回答」を  
併せてご確認ください！**

※ この手引は愛知県知事許可用に作成しております。

国土交通大臣許可については、中部地方整備局にお問い合わせ下さい。

→ TEL (052) 953-8572 <https://www.cbr.mlit.go.jp/>

## 許可申請書類の提出先、問い合わせ先

区分	主たる営業所の所在地	所管する部所	電話番号
知 事 許 可	名古屋市の区域	県庁（自治センター 2 階） 都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室  〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6503
	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所（三の丸庁舎 5 階）  〒460-0001  名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-4409
	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所  〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4	0586-72-1465
	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	海部建設事務所（海部総合庁舎 6 階） 〒496-8533 津島市西柳原町 1-1-4	0567-24-2141
	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所  〒475-0828 半田市瑞穂町 2-2-1	0569-21-3233
	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	西三河建設事務所（西三河総合庁舎 6 階）  〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2745
	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所  〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺 1 2 4	0566-82-3114
	豊田市及びみよし市の区域	豊田加茂建設事務所  〒471-0867 豊田市常盤町 3-2-8	0565-35-9312
	新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所  〒441-1354 新城市片山字西野畑 5 3 2-1	0536-23-5111
	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	東三河建設事務所  〒440-0801 豊橋市今橋町 6	0532-52-1312

## 事業年度終了届について

事業年度終了届は、毎事業年度経過後**4ヶ月以内**に提出してください。

(根拠法令:建設業法第11条第2項)

提出部数 : **正本1部 及び 副本1部の計2部**(副本は写し可。)

**建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)**を用いて届け出る場合は、**建設業許可申請の手引き(申請手続き編)P54**もご確認ください。

## 事業年度終了届 添付書類

		個人 事業主	法人	記載例
表紙		○	○	2ページ
工事経歴書 ※	2号	○	○	経営事項審査を 申請しない場合 3~4ページ
				経営事項審査を 申請する場合 4~11ページ
直前3年の工事施工金額	3号	○	○	9ページ
貸借対照表	15号		○	10~12ページ
	18号	○		19, 20ページ
損益計算書	16号		○	13, 14ページ
	19号	○		21ページ
株主資本等変動計算書	17号		○	15ページ
注記表	17号の2		○	16~18ページ
事業税納税証明書 (納付すべき額及び納付済額の記載のある証明書)	県税事務所 発行のもの	○	○	
事業報告書(写し可)	任意様式		株	
附属明細表	17号の3		△	建設業許可申請の手引 (申請記載例編)参照
使用人数	4号	変更があれば 同時に提出すること		建設業許可申請の手引 (申請記載例編)参照
定款又は議事録				建設業許可申請の手引 (申請記載例編)参照
健康保険等の加入状況(従業員数欄の変更の場合のみ) ※加入状況の変更は2週間以内に提出してください	7号の3			

表紙は電子申請システムで届け出る場合も必ず添付してください。

※ 「工事経歴書」に記載を要する完成工事の範囲については、**経営事項審査を受ける方と受けない方で異なりますので必要な範囲を記載してください(3~8ページ参照)。**

※ **建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)**を用いて提出する際に、**経営事項審査を受ける方は、「経営事項審査 受審の有無」をシステム上で入力**して提出するようにしてください。

株 : 株式会社のみ添付

△ : 株式会社で、資本金が1億円を超えるもしくは直前の貸借対照表の負債合計が200億円以上の場合のみ添付。金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、

有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

# 事業年度終了届出書の記載例

# 事業年度経過後 4ヶ月以内に提出

不要の文字を消します。

届出書提出時点で有効な許可を受けている業種を書きます。廃業した業種は記載しません。

主たる営業所の所在地を記載します。ビル名等がある場合は続けて記載します。

届出書提出時点の内容を記載します。

個人事業の方は記入しません。

経営事項審査を申請する方は、欄内に「○」を付し、提出窓口にその旨申し出てください。

「○」を付さない場合、職員は、経営事項審査申請についての意思確認を行いませんのでご注意ください。

## 事業年度終了届出書

令和 7 年 5 月 10 日

愛知県知事許可(般特-2)第 12345 号

土木 工事業 令和 2 年 12 月 3 日許可

とび・土工 工事業 令和 4 年 1 月 13 日許可

舗装、塗装 工事業 令和 6 年 5 月 1 日許可

愛知県知事 殿

〒 460 - 0001

所在地 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号  
自治ビル201号室

商号又は名称 (株)愛知工務店

代表者氏名 代表取締役 愛知 太郎

法人番号 1000020230006

事業年度(第 22 期、令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日まで)が終了したので、別添のとおり関係書類を提出します。

経営事項審査を申請する

電子申請システムで届け出る場合  
も必ず作成、添付してください。

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_

届出日を記入します。

許可番号を記入します。有効な許可年月日が複数ある場合は、最も古いものを記入します。

また、許可の更新手続きの完了直後に事業年度終了届出書を提出する場合で、新しい許可年月日が到来していない場合は、従前の許可年月日を記入します。

行政書士の代理申請の場合は、申請者名等を記載し、その下に代理人の住所・職氏名を記載します。

決算の期及び期間を記入します。

個人の方の期間は、1月1日から12月31日までです。個人の方は、決算の「第 期」は記入しません。

事業年度終了届を作成した方又は記載内容に係る質問等に応答できる方について記載します。

### ○行政書士の代理・代行の場合

「所属等」…行政書士事務所名(行政書士名)「氏名」…行政書士名又は補助者名 「電話番号」「ファックス番号」…行政書士の連絡先

### ○上記以外の場合

「所属等」「氏名」…課等がある場合はその所属と担当者氏名、課等が無い場合は商号又は名称と担当者氏名

「電話番号」「ファックス番号」…課等に直通の番号がある場合はその番号、それ以外は申請者の番号

※個人の携帯や自宅の番号は記入しないでください。

行政書士による代理・代行申請の場合は、必ず行政書士職印(所属する行政書士会に届け出たもの)を押印してください。(行政書士法施行規則第9条2項及び第11条)









## 経営事項審査を申請される方の工事経歴書の記載について(補足説明)

### 事例1 元請工事で70%、全体工事で70%に達した場合(なお、5ページの工事経歴書記載例とは連動してありませんのでご注意ください。以下同じ。)

業種: 管工事(単位:千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元①	100,000	下①	60,000
元②	50,000	下②	40,000
元③	25,000	下③	30,000
元④	10,000	下④	20,000
元⑤	7,000	下⑤	15,000
元⑥	5,000	下⑥	12,000
元⑦	3,000	下⑦	11,000
		下⑧	9,000
		下⑨	6,500
		下⑩	5,500
		下⑪	4,000
		下⑫	2,500
		下⑬	2,000
		下⑭	1,500
		下⑮	1,000
小計	200,000	小計	220,000
		合計	420,000

工事経歴書に記載する工事	
元①	100,000
元②	50,000
下①	60,000
下②	40,000
下③	30,000
元③	25,000

元請工事の70%(この場合140,000千円)以上になるまで記載します(前ページ①aに該当)。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合294,000千円)以上になるまで記載します(前ページ②aに該当)。

上記事例1における工事経歴書合計欄抜粋

小計	6 件	305,000 千円	0 千円	うち元請工事	
				175,000 千円	0 千円
合計	22 件	420,000 千円	0 千円	うち元請工事 200,000 千円 0 千円	

元請の70%	全体の70%
140,000	294,000

### 事例2 元請工事で軽微な工事が10件に達した場合

業種: 管工事(単位:千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元① 軽1	2,950	下①	8,000
元② 軽2	2,900	下②	7,000
元③ 軽3	2,850	下③	4,000
元④ 軽4	2,800	下④	3,500
元⑤ 軽5	2,750	下⑤	3,000
元⑥ 軽6	2,700	下⑥	2,000
元⑦ 軽7	2,650	下⑦	1,500
元⑧ 軽8	2,600	下⑧	1,000
元⑨ 軽9	2,550		
元⑩ 軽10	2,500		
元⑪	2,450		
元⑫	2,400		
元⑬	2,350		
元⑭	2,300		
元⑮	2,250		
小計	39,000	小計	30,000
		合計	69,000

「軽1」等は、軽微な工事を工事経歴書に記載する場合の順番を表しています。

工事経歴書に記載する工事	
元① 軽1	2,950
元② 軽2	2,900
元③ 軽3	2,850
元④ 軽4	2,800
元⑤ 軽5	2,750
元⑥ 軽6	2,700
元⑦ 軽7	2,650
元⑧ 軽8	2,600
元⑨ 軽9	2,550
元⑩ 軽10	2,500
下①	8,000
下②	7,000

元請工事の70%(この場合27,300千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、元請工事は全て軽微な工事であるため、10件まで記載することとなります(前ページ①bに該当)。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合48,300千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、既に軽微な工事を10件記載しているため、下請の軽微でない工事のみ記載します(それ以上軽微な工事を記載する必要はありません)(前ページ②bに該当)。

上記事例2における工事経歴書合計欄抜粋

小計	12 件	42,250 千円	0 千円	うち元請工事	
				27,250 千円	0 千円
合計	23 件	69,000 千円	0 千円	うち元請工事 39,000 千円 0 千円	

元請の70%	全体の70%
27,300	48,300

### 事例3 全体で軽微な工事が10件に達した場合

業種：管工事(単位:千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元①	20,000	下①	5,500
元②	12,000	下② 軽5	4,000
元③	7,000	下③ 軽7	3,500
元④	6,000	下④	3,000
元⑤ 軽1	4,200	下⑤	2,500
元⑥ 軽2	3,900	下⑥	2,400
元⑦ 軽3	3,800	下⑦	2,300
元⑧ 軽4	3,700	下⑧	2,200
元⑨ 軽6	3,600	下⑨	2,100
元⑩ 軽8	3,400	下⑩	2,000
元⑪ 軽9	3,300	下⑪	1,950
元⑫ 軽10	3,200	下⑫	1,900
元⑬	3,100	下⑬	1,850
元⑭	2,900	下⑭	1,800
元⑮	2,800	下⑮	1,750
		下⑯	1,700
		下⑰	1,650
		下⑱	1,600
		下⑲	1,550
		下⑳	1,500
小計	82,900	小計	46,750
		合計	129,650

工事経歴書に記載する工事	
元①	20,000
元②	12,000
元③	7,000
元④	6,000
元⑤ 軽1	4,200
元⑥ 軽2	3,900
元⑦ 軽3	3,800
元⑧ 軽4	3,700
下①	5,500
下② 軽5	4,000
元⑨ 軽6	3,600
下③ 軽7	3,500
元⑩ 軽8	3,400
元⑪ 軽9	3,300
元⑫ 軽10	3,200

元請工事の70%(この場合58,030千円)以上になるまで記載します(前ページ①aに該当)。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合90,755千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、既に軽微な工事を4件記載しているため、下請の軽微でない工事を記載した上で、軽微な工事を残り6件(=10件-4件)まで記載します(前ページ②bに該当)。

上記事例3における工事  
経歴書合計欄抜粋(※)

元請の70%	全体の70%
58,030	90,755

小計	15 件	87,100 千円	0 千円	うち元請工事	
				74,100 千円	0 千円
合計	35 件	129,650 千円	0 千円	82,900 千円	0 千円

※愛知県都市総務課Webページよりダウンロードできる工事経歴書は1枚につき13件までしか記載できませんので、本来は上記事例3の場合は工事経歴書は2枚に分けて作成することになりますが、説明を分かりやすくするため1枚に記載されたものとして「合計欄抜粋」部分も作成してありますので注意してください。

**工事施工金額(事業年度終了届出時)**

様式第三号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

該当するものに丸を付します。  
決算書の会計処理にあわせてます。

千円単位をもって表示します。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜) / 単位: 千円

許可を受けている建設工事の種類を書きます。  
届出書提出時点で有効な全ての業種について記載が必要です。

元請負とは施主から直接受注したものをいいます。その中で施主が官公庁、公共法人等の場合は公共に(下記記載要領「5」参照)、それ以外のは民間として書きます。

下請とは、他の建設業者が請け負った工事の一部を請け負ったものをいいます。これはすべて下請として書きます。

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額					その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式工事	電気・ガス・水道工事	建築・塗装工事	その他	その他		
第22期 令和6年2月1日から 令和7年1月31日まで	元請 公共	59,000					59,000	
	元請 民間	57,500	35,000			2,500	95,000	
	下請		945,630			12,500	958,130	
	計	116,500	980,630	0		15,000	1,112,130	
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請 公共							
	元請 民間							
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請 公共							
	元請 民間							
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請 公共							
	元請 民間							
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請 公共							
	元請 民間							
	下請							
	計							

業種ごとの合計額は、様式第2号に記載した各業種の合計額と一致していなければなりません。  
また、実績なしの場合、計の欄には「0」と記入してください。(その他の建設工事は除く。)  
なお、実績なしの場合、業種をまとめて記載しても構いません。(文字が見える範囲で記載してください。)

届出する事業年度の期間のみ書きます。  
3年分書く必要はありません。  
個人事業の期間は、1月1日から12月31日までです(期は記入しません。)

許可を受けていない建設工事の施工高を計上します。(製造・販売・雇傭・委任等の兼業売上は除く。)この欄に施工高が計上された時は、工事経歴書(様式第二号及び二号の二)を「その他」として作成します。

工事の施工金額の合計を千円単位で計上します。なお、この額は添付してある、損益計算書の完成工事高と一致します。個人の場合も同様です。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

1 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載します。

ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができます。

2 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載します。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載します。

3 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載します。

4 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができます。

上記1及び3は、負債の部の記載でも同様です。

上記4は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の記載でも同様です。

決算日を記入します。

第十五号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

## 貸借対照表

令和 7 年 1 月 31 日現在

(会社名) 愛知建設株式会社

### 資 産 の 部

#### 流 動 資 産

1 現金預金		38,345
2 受取手形		2,800
3 完成工事未収入金		13,883
4 有価証券売掛金		7,544
5 未成工事支出金		795
6 材料貯蔵品		1,574
7 短期貸付金		6,279
8 前払費用		1,000
9 その他		780
貸倒引当金	△	
<b>流動資産合計</b>		<b>73,002 (1)</b>

#### 固 定 資 産

1] 有形固定資産			
1 建物・構築物		2,103	
減価償却累計額	△	1,186	917
2 機械・運搬具		33,463	
減価償却累計額	△	20,801	12,661
3 工具器具・備品		1,996	
減価償却累計額	△	1,065	931
4 土地			15,187
5 リース資産			
減価償却累計額	△		
6 建設仮勘定			
7 その他		3,445	
減価償却累計額	△	2,380	1,065
[有形固定資産合計]			<b>30,763 (2)</b>
2] 無形固定資産			
1 特許権			
2 借地権			
3 のれん			
4 リース資産			
5 その他			
[無形固定資産合計]			(3)

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します。(兼業事業売上高に係る売掛金は含みません。)

端数の処理を統一して(原則切捨)、千円単位で表示します。

会社法第2条第6号に規定する大会社の場合は、百万円単位をもって表示することができます。この場合、「(単位・千円)」を「(単位・百万円)」と修正してください。

単位・千円

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示します。千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合があります。

取得価格を書きます。

残存価格を書きます。

金額は、償却額を控除した残額を計上します。

1

法

[3] 投資その他の資産

1	投資有価証券	
2	関係会社株式・関係会社出資金	
3	長期貸付金	341
4	破産債権更生債権等	
5	長期前払費用	
6	繰延税金資産	
7	その他	137
	貸倒引当金	△
	[投資その他の資産合計]	478 (4)

金額は、償却額を控除した残額を計上します。

固定資産合計

31,241 (5)=(2)+(3)+(4)

III 繰延資産

1	創立費	
2	開業費	
3	株式交付費	
4	社債発行費	
5	開発費	

繰延資産合計

(6)

資産合計

104,244 (7)=(1)+(5)+(6)

兼業事業売上原価に係るものは別途「買掛金」に計上します。

負債の部

I 流動負債

1	支払手形	108
2	工事未払金	23,396
3	短期借入金	6,941
4	リース債務	
5	未払金	5,400
6	未払費用	4,611
7	未払法人税等	3,680
8	未成工事受入金	2,850
9	預り金	
10	前受収益	
11	引当金	
12	その他	2,099

工事に係る未払金のみ計上。

税抜き方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含めます。

決算期後1年以内に返済することとなる額を計上します。1年以内に完済するか否かを問いません(当座借入はここへ計上)

当期に課税された法人税、住民税及び事業税のうち未払額を計上します。

流動負債合計

49,087 (8)

II 固定負債

1	社債	
2	長期借入金	6,384
3	リース債務	
4	繰延税金負債	
5	引当金	
6	のれん	
7	その他	623

固定負債合計

7,008 (9)

負債合計

56,095 (10)=(8)+(9)

賞与引当金、製品保証引当金等はここへ計上します。

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。分割返済の定めがあるものについては、決算期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振替えなければなりませんので注意してください。

退職給付引当金等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載します。

2

株主総会又は取締役会の決議により設定されたものを、その名称を付して計上します。

純資産の部

法

<b>I 株主資本</b>		
[1] 資本金	20,000	①
[2] 新株式申込証拠金		●
[3] 資本剰余金		
1 資本準備金		②
2 その他資本剰余金		③
資本剰余金合計		④=②+③
[4] 利益剰余金		
1 利益準備金	2,337	⑤
2 その他利益剰余金		
準備金		▲
任意積立金	22,705	☆
繰越利益剰余金	3,106	⑥
利益剰余金合計	28,148	⑦=⑤+▲+☆+⑥
[5] 自己株式	△	⑧
[6] 自己株式申込証拠金		□
株主資本合計	48,148	⑨=①+●+④+⑦+⑧+□
<b>II 評価・換算差額等</b>		
[1] その他有価証券評価差額金		⑩
[2] 繰延ヘッジ損益		⑪
[3] 土地再評価差額金		⑫
評価・換算差額等合計		⑬=⑩+⑪+⑫
<b>III 新株予約権</b>		
純資産合計	48,148	⑭=⑨+⑬+⑭
負債純資産合計	104,244	(11)=⑩+⑬

損失又は欠損の場合は、△表示で計上します。

◎上記「純資産の部」の①～⑮と、様式第17号の「株主資本等変動計算書」の①～⑮とが一致します。

一般建設業の財産要件は、  
⑮ ≥ 500万円 であれば要件を満たします。

特定建設業の財産要件は、

- A. (1) 流動資産 ÷ (8) 流動負債 ≥ 75%
- B. ① 資本金 ≥ 2000万円
- C. ⑥が「欠損の額」の基準となり、  
⑥が負の値の場合、  
-(⑦+④) ÷ ① × 100 ≤ 20
- D. ⑮ ≥ 4000万円

※法人設立直後で決算を迎えていない場合は、手引(申請手続編)7ページ参照

A～D全ての事項に該当していなければなりません。

※確認資料の持参が必要となる場合があります。「申請手続編」の「2 許可申請書、添付書類及び確認資料」(2)確認資料をご確認ください。

3

端数の処理を統一して  
(原則切捨)、千円単位で  
表示します。

会社法第2条第6号に規定する大会社の場合は、百万円単位をもって表示することができます。この場合、「(単位・千円)」を「(単位・百万円)」と修正してください。

様式第三号の直前決算の工事施工金額の合計欄の金額と一致します。

様式第十六号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

損益計算書

自 令和 6 年 2 月 1 日  
至 令和 7 年 1 月 31 日

(会社名) (株) 愛知工務店

単位・千円 ←

建設業以外の売上高を計上します。保守点検や維持管理業務(例、樹木の剪定)など、役務の提供にあたる業務の売上高はここへ計上します。

役員賞与引当金繰入額はここに計上します。

工事現場に関与しない職員等に支払う給与等を計上します。賞与引当金繰入額はここに計上します。

退職年金掛金はここに計上します。

I 売上高

1 完成工事高 1,112,130 (12)  
2 兼業事業売上高 8,620 (13)

1,120,750

(14)=(12)+(13)

II 売上原価

1 完成工事原価 1,077,352 (15)  
2 兼業事業売上原価 6,742 (16)

1,084,094

売上総利益(売上総損失)

(17)=(15)+(16)

1 完成工事総利益(完成工事総損失) 34,778 (18)  
2 兼業事業総利益(兼業事業総損失) 1,877 (19)

36,656

(20)=(18)+(19)

=(14)-(17)

III 販売費及び一般管理費

1 役員報酬 11,300  
2 従業員給料手当 2,382  
3 退職金 163  
4 法定福利費 1,133  
5 福利厚生費 591  
6 修繕維持費  
7 事務用品費 1,166  
8 通信交通費 948  
9 動力用水光熱費 236  
10 調査研究費 1,790  
11 広告宣伝費 62  
12 貸倒引当金繰入額 308  
13 貸倒損失  
14 交際費 1,368  
15 寄付金  
16 地代家賃 1,533  
17 減価償却費 1,187  
18 開発費償却  
19 租税公課 912  
20 保険料 802  
21 雑費 1,898

27,784 (21)

営業利益(営業損失)

8,871

(22)=(20)-(21)

損失の場合は△表示で計上します。

4

社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用を計上します。なお、「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記します。使用していない勘定科目を二重線で消し、その右に該当科目を記載してください。

<b>IV 営業外収益</b>			
1	受取利息及び配当金	1,600	
2	その他	720	2,320 (23)
<b>V 営業外費用</b>			
1	支払利息	1,669	
2	貸倒引当金繰入額		
3	貸倒損失		
4	その他		1,669 (24)
<b>経常利益（経常損失）</b>			<b>9,523</b>
			(25) = (22) + (23) - (24)
<b>VI 特別利益</b>			
1	前期損益修正益	1,523	
2	その他		1,523 (26)
<b>VII 特別損失</b>			
1	前期損益修正損		
2	その他	692	692 (27)
<b>税引前当期純利益（税引前当期純損失）</b>			<b>10,354</b>
法人税、住民税及び事業税		3,680	(28) = (25) + (26) - (27)
法人税等調整額			3,680 (29)
<b>当期純利益（当期純損失）</b>			<b>6,673</b> (30) = (28) - (29)

負債性引当金の取崩額はここに計上します。  
一例  
貸倒引当金、賞与引当金、完成工事補償引当金、退職給付引当金

固定資産売却益はここに計上します。

固定資産売却損はここに計上します。

当期に課税された法人税、住民税及び事業税を計上します。

損失の場合は△表示で計上します。

株主資本等変動計算書(37ページ)の、「当期純利益」と「繰越利益剰余金」とが交差するマスと一致します。

完成工事原価報告書

	単位・千円
<b>I 材料費</b>	<b>469,137</b>
<b>II 労務費</b>	<b>144,319</b>
(うち労務外注費)	
<b>III 外注費</b>	<b>227,883</b>
<b>IV 経費</b>	<b>236,013</b>
(うち人件費)	15,346
<b>完成工事原価</b>	<b>1,077,352</b> (31) = (15)

- ①「材料費」とは、工事のために直接購入した材料費等をいいます。
  - ②「労務費」とは、工事に従事した直接雇用の作業員(監督員の指示のもと直接工事に従事している正社員及び臨時社員等)の給料等をいいます。  
また、「外注費」のうち土工や仮設工事等で契約内容の大部分が「労務費」であるものは労務外注費として内書表示することができます。
  - ③「外注費」とは、下請工事契約額をいいます。(労務費に含めたものは除く)
  - ④「経費」とは、完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用をいいます。  
なお、「経費」のうち「人件費」とは、工事監督員及び現場事務所の事務職員等の給料等、退職金(繰入額も含む。)、法定福利費及び福利厚生費等をいいます。
- 参考:「販売費及び一般管理費」のうち「従業員給料手当」等の人件費科目には、本支店等の管理部門、営業部門及び兼業部門等にて発生した人件費を計上します。

5

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令 和 6 年 2 月 1 日

至 令 和 7 年 1 月 31 日

(会社名) 愛知建設株式会社

単位・千円

◎前期の当期末残高の数値が入ります。

積立金の積立  
て等につい  
ては、こちらに  
当該科目を記  
載し、該当変  
動額を計上し  
てください。

当期に変動し  
た額の合計  
(「新株の発  
行」~「株主  
資本以外の項  
目の当期変動  
額(純額)」の  
合計)額が入  
ります。

(損益計算書(36ページ)の  
「当期純利益」(30)と一致)

損失の場合は△表示で  
計上します。

端数の処理を統一して、千  
円単位で表示します。  
会社法第2条第6号に規定  
する大会社の場合は、百万  
円単位をもって表示するこ  
とができます。この場合、「(単  
位・千円)」を「(単位・百万  
円)」と修正してください。

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資本金	新株式 申込証 拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰 延 ヘッ ジ損 益	土 地 再 評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計			
			資本準 備金	その 他資 本剰 余金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準 備金	任意 積立金	繰越利益 剰余金									利益剰余 金 合 計
当期首残高	20,000				0	1,437	21,599	7,439	30,475	△	50,475						50,475
当 期 変 動																	
新株の発行																	
剰余金の配当						900		△ 9,900	△ 9,000		△ 9,000						△ 9,000
当期純利益								6,673	6,673		6,673						6,673
自己株式の処分																	
任意積立金の積立							1,106	△ 1,106	0		0						0
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)																	
当期変動額合計						900	1,106	△ 4,333	△ 2,327		△ 2,327						△ 2,327
当期末残高	20,000				0	2,337	22,705	3,106	28,148	△	48,148						48,148

① ● ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮

① 「当期首残高」+「当期変動額合計」

上記①~⑮と、様式第15号「純資産の部」の①~⑮が一致し  
ます。

注 記 表  
 自 令和 6 年 2 月 1 日  
 至 令和 7 年 1 月 31 日

（会社名） 愛知建設株式会社

記載を要する項目については、40ページ参照。

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法 **最終仕入原価法による原価法に基づく低価法**
- (2) 固定資産の減価償却の方法 **建物は定額法、建物以外は定率法**
- (3) 引当金の計上基準 **売上債権、貸付金などの貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しており、**
- (4) 収益及び費用の計上基<sup>3</sup>  
**完成工事高及び完成工事原価の認識基準は、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準。その他の工事契約については工事完成基準。費用については発生主義**
- (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 **税抜方式・税込方式・免税事業者につき税込**
- (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 **該当なし**

すべての法人が記載を要します。該当のない項目については、「該当なし」と記入してください。

(4)については、会計処理上の計上基準を必ず記載してください。

3 会計方針の変更 **該当なし**

4 表示方法の変更 **該当なし**

4-2 会計上の見積り

5 会計上の見積りの変更

6 誤謬の訂正 **該当なし** ← 同上

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金

②担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

**受取手形割引高** ..... 0 千円 ←

**裏書手形譲渡高** ..... 0 千円 ←

経営事項審査を受審される方は、記載が必要です。

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

- (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引
- (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。 該当なし 千円

経営事項審査を受審される方は記載が必要です。会計監査人を設置している会社以外の場合は、「該当なし」と記載してください。

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 1000株
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び 該当なし
- (3) 剰余金の配当 令和6年3月25日の定時株主総会による決議、配当金の総額 9,000千円、一株当たりの配当 9千円、基準日 令和6年1月31日、効力発生日 同年5月31日  
令和7年3月25日の定時株主総会による決議、配当金の総額 9,000千円、一株当たりの配当額 9千円、基準日 令和7年1月31日、効力発生日 同年5月31日
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 該当なし

すべての株式会社  
(特例有限会社を含む)  
記載を要します。

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況

- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況

- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方

- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

- 17-3 国際最低課税額に対する法人税等 該当なし

- 18 その他 該当なし

すべての法人が  
記載を要します。

注記表について（建設業法施行規則 別記様式第十七号の二 記載要領抜粋）

◇ 記載を要する注記は、以下のとおりとなります。（記載要領1より）

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる ような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬（びゅう）の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
17-3 国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

◇ 上記記載事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載してください。

（記載要領4より）

個

貸借対照表

令和 6 年 12 月 31 日現在

(商号又は名称)

愛知建設

資産の部

単位・千円

I 流動資産

1 現金預金	17,034
2 受取手形	330
3 完成工事未収入金	2,900
4 有価証券	
5 未成工事支出金	
6 材料貯蔵品	4,590
7 その他	100
貸倒引当金(※債権償却特別勘定を含む)	△ 100

流動資産合計 24,856 (1)

II 固定資産

1 建物・構築物	3,253
2 機械・運搬具	1,699
3 工具器具・備品	2,833
4 土地	8,836
5 建設仮勘定	
6 破産更生債権等	
7 その他	

固定資産合計 16,624 (2)  
 資産合計 41,480 (3)=(1)+(2)

負債の部

I 流動負債

1 支払手形	898
2 工事未払金	4,736
3 短期借入金	6,000
4 未払金	
5 未成工事受入金	612
6 預り金	30
7 引当金	
8 その他	

流動負債合計 12,278 (4)

個人の決算日は毎年12月31日です。個人で決算未到来の場合は、記入しません。

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します。(売掛金は含みません。)

流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載します。

現存価格(減価償却後の額)を計上します。

買掛金は含みません。

決算期後1年以内に返済することとなる額を計上します。1年以内に完済するか否かを問いません。

賞与引当金、製品保証引当金等はここへ計上します。

千円単位をもって表示します。

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示します。千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合があります。

千円単位で表示したものを合計したものではありませんので注意してください。

1

決算期後1年を越えた後に返済する額を計上します。  
分割返済の定めがあるものについては、決算後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振り替えなければなりませんので注意してください。

①

<b>II 固定負債</b>		
1 長期借入金		13,660
2 その他		456
固定負債合計		14,116
負債合計		26,394 (6)

退職給付引当金はここへ計上します。

前期の純資産合計(もしくは資本合計)を計上します。

資産の譲渡益等を計上します。

資産の譲渡損及び生活費等を計上します。

純資産の部

I 期首資本金		16,326
II 事業主借勘定(※価格変動基準金を含む)		430
III 事業主貸勘定	△	2,735
IV 事業主利益		1,064 (7)=(23)
純資産合計		15,085 (8)
負債純資産合計		41,480 (9)=(6)+(8)=(3)

損失又は欠損の場合は△表示で計上します。

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 **税抜方式・税込方式・免税事業者につき税込**

消費税に相当する額の会計処理の方法について該当のものに○をつけます。ただし、消費税免税事業者の場合は「免税事業者につき税込」に○をつけてください。

一般建設業の財産要件は、  
(期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額(=(8))に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額) ≥ 500万円 であれば要件を満たします。

特定建設業の財産要件は法人と同様ですが、窓口までお問い合わせください。

※確認資料の持参が必要となる場合があります。「申請手続編」の「2 許可申請書、添付書類及び確認資料」(2)確認資料をご確認ください。

※個人事業主で、特定建設業を新規申請する場合に限り、基準日が4週間以内の預金残高証明書もしくは発行日が4週間以内の融資証明書が必要となります。

2

個

様式第十九号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

損益計算書

自 令和 6 年 1 月 1 日  
至 令和 6 年 12 月 31 日

(商号又は名称)

愛知建設

単位・千円

I 売上高

1	完成工事高	41,834	(10)	
2	兼業事業売上高	21,966	(11)	63,800 (12)=(10)+(11)

II 売上原価

1	完成工事原価			
	材料費	32,756		
	労務費 (※直接雇用の労務費)	2,371		
	(うち労務外注費)			
	外注費	1,200		
	経費 (※従業員給与を含む)	131	36,458 (13)	
2	兼業事業売上原価	18,470	(14)	54,929 (15)=(13)+(14)
	売上総利益 (売上総損失)			
1	完成工事総利益 (完成工事総損失)	5,375	(16)	
2	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	3,496	(17)	8,871 (18)=(16)+(17)

III 販売費及び一般管理費

1	従業員給料手当	1,960		
2	退職金	865		
3	法定福利費			
4	福利厚生費	147		
5	修繕維持費	480		
6	事務用品費	176		
7	通信交通費	43		
8	動力用水光熱費	139		
9	広告宣伝費	90		
10	交際費	106		
11	寄付金	20		
12	地代家賃	38		
13	減価償却費	1,227		
14	租税公課	146		
15	保険料	608		
16	雑費	813		6,861 (19)
	営業利益 (営業損失)			2,010 (20)=(18)-(19)

IV 営業外収益

1	受取利息及び配当金			
2	その他	485		485 (21)

V 営業外費用

1	支払利息	230		
2	その他	1,200		1,430 (22)

事業主利益 (事業主損失)

1,064 (23)=(20)+(21)-(22)  
=(7)

様式第三号の直前決算の工事施工金額の合計欄の金額と一致します。

建設業以外の売上高を計上します。

工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上します。

工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等)の給料手当等を計上します。完成工事補償引当金繰入額はここに計上します。

退職給付引当金繰入額はここに計上します。

貸倒引当金、債権償却特別勘定の繰入はここに計上します。

各種の引当金、準備金の取崩しはここに計上します。

完成工事高の総額の10分の1を超える場合に書くこと。

注 工事進行基準による完成工事高:

損失の場合は△表示で計上します。

3